

第二章 木簡出土の遺構

ここに収録した木簡は、四個所の遺構から出土した。そのうち二個所は、宮内省大膳職と推定している官衙遺跡のある6ABO区にあり、SK二一九とよぶ土壙とSE三一一の井戸である。残る二個所は、第二次内裏北部外郭内にあたるとみられる6AAO区と6AAB区にあるSK八二〇およびSK八七〇の土壙である。

一 SK二一九土壙と木簡

SK二一九土壙は、平城宮発掘調査で最初に木簡が出土した遺構である。この遺構は塵芥処理のための土壙で、宮跡中央北部の6ABO区のB地区とC地区にまたがっている。この土壙は東西3m・南北3・5m・深さ1mの北半部と東西3m・南北2・5m・深さ1mの南半部からなり、あたかも二個の土壙が相接して穿たれたような形になっている(第一図)。しかし、内部を充たす堆積土には差がなく、同一個体に属する遺物の破片が南北にわかれて出土していることから、二個の土壙がほぼ同時に穿たれ、存続し、一時に埋没されたものと考えている。遺物は、土壙の周辺から底部にかけて、あたかも外周から投げ込んだような状況で見された。もっとも多いのは土器類で、ほかに瓦類や木製品、檜皮のような建築材、クルミ・桃の種子などの自然遺物があった。埋没後、常に地下水に浸されていたらしく、遺物の保存状態は極めて良好であった。

木簡は主として土壙底部の灰色砂質土層中から四〇点検出した。そのうち年紀の明瞭なものは、天平宝字六年のもの(五・三〇・三)が三点あり、他に記載内容から宝字七・八年と推定できるもの(一・三)が二点ある。遺物が同一層から出土していることや壙壁が殆んどくずれしていないことから、この土壙が開いていたのは、さほど長期間におよんだものとはみられない。木簡の示す年代は、この土壙を埋没した時期にほぼ近く、土壙埋没は天平宝字末年とみている。この木簡の年代によって、同時に出土した他の遺物の年代推定が可能になった。また6A BO区の遺構は、その出土状況から相対的な新旧の関係を推定し、それに基づいて編年しているが、この土壙の掘整と建物造営の前後関係を認定することにより、遺構の編年に絶対年代推定のよりどころを与えることが可能になった。さらに、木簡の記載内容から、この地域にあった官衙の性格を究明し、ほぼ宮内省大膳職にあたと推定するにいたった。

なお、土器に文字を墨で書いたものも出土している。土師器の杯の外面に「弁坑勿他人者」「弁坑勿他人取」とあるものなどが注目される。

二 SE三二一 井戸と木簡

宮内省大膳職があったと推定される6A BO区には、規模の大きい井戸が三個所ある。そのうち、東と中央にある二個所の井戸は昭和三六年夏に



第1図 発掘後のSK 219土壙

実施した第七次発掘調査において発見したもので、木簡は中央のSE三一から出土した。

この井戸(第二図)は、方七m・深さ四mほどの土坑を掘り、なかに最初は長方形の材を内法二・二五mほどの井籠形に組んだものを積み重ねて井戸枠としたものである(A井戸)。八世紀末になり、長岡京への遷都とともに、この井戸も放棄され、土砂が堆積するままになっていたが、九世紀の平城上皇による平城宮の再建にともなって、この井戸もふたたび使用された。このとき、朽ちていた井戸枠は下二段を残して撤去され、なかに堆積していた土砂も下一段上部までをとりのぞき、その上に一まわり小さく、ほぼ内法方一・九mの枠を組みなおしている(B井戸)。この再建されたB井戸も、平城上皇の崩御(天長元年)による平城宮の完全な使用停止により放棄され、その底には多量の塵芥がなげこまれるにいったった。

木簡は、八世紀末のA井戸放棄の際に投入された土器・瓦類とともに一点、改造B井戸の塵芥中に一点あった。A井戸では、そのほかに万年通宝・神功開宝と呪詛の人形や「養所」と墨書した土師器甕が注意される。B井戸には、隆平永宝と多量の土器・瓦・木製品がある。いずれも奈良時代最末期および平安時代初頭と絶対年代を推定しうる貴重な一括基準資料になっている。



第2図 SE 311 井戸

三 SK八二〇土壙と木簡

第二次内裏と我々が推定している一郭は、ほぼ東西一八〇m・南北一九〇mの内郭部分とさらにそれを外から大きく築地できりかこんだ外郭とからなっている。この内郭部分の北にあたり外郭築地でかまされた東西に長い地域を昭和三七年から三八年にかけて調査した。その東部にあたる第一三次発掘調査で発見した二箇所の土壙から木簡が出土している。

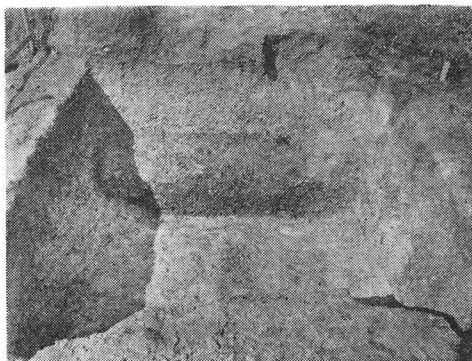
今回報告するもので、もっともまとまった数量の木簡を検出したのは、そのうちのSK八二〇とよぶ土壙からである。この土壙は、昭和三八年夏の第一三次調査で発掘した第二次内裏外郭内東北隅に近い6AAB・U地区にあり、一辺約四mの方形に近い平面形をもち、深さ約二・三mの底部では一辺約三mになっている。平面形がよく整っており、その大きさも適当なところから、発掘当初は井戸ではないかと考えたが、発掘の結果、単にゴミ捨て穴としたものであることがわかった(第三図)。

この土壙の底には、厚さ五cm内外で樹葉を主体とした自然遺物の層があり、この層は木簡や人工遺物が比較的少なかつた。その上に有機質を多量に含んで暗褐色を呈する厚さ五〇cmほどの土層があり、遺物の多くがこの層に含まれていた。この暗褐色の土層は、上部ほど漸移的に黒色の度合の強い色調をしめし、間に薄い砂や泥の間層をとくところにはさんでいるが、そのなかにはっきりといくつかの層を判別できるようなものではなかつた。遺物もとくにまとまった状況でなく、この土層中の全体にわたって各種のものが出土している。この暗褐色土以

上の土壙内は、赤褐色の粘土質土でみだされており、これには少量の土器と瓦を含んでいるのみであった。この赤褐色土は、自然堆積によって生ずるような整然とした土層を示さず、種々の大きさの砂粒や礫が混在し、明らかに壙内に人為的に投入されたとみられる状態にあった。このような壙内の遺物と土層の状況から、この土壙を掘ったの間もなく、多量の自然遺物類や不用品・塵芥のたぐいを土砂とともに比較的短期間に投入し、一時に土壙を埋めもどして平らにしたといった様子をうかがうことができた。

とくに、出土した木質品の類で風雨にさらされて腐朽した痕跡をとどめるものの割合は極めて少なく、ほとんどの木肌が新鮮な状態に保たれていたことは、単にこの土壙内の遺物の保存条件が良好だったことのみでなく、土壙で遺物が風雨にさらされた時間の短かったこと、すなわち土壙内への遺物投入が短期間におこなわれたことを推定させる。このことは、この土壙の木簡以外の遺物の年代を推定するうえで重要なことである。

出土した木簡は、総数一八四三点である。そのうちでは、一度使用した木簡を再使用するために墨書部分を削りつつた際に生じた削り層が最も多く、廃棄するために割ったり折ったりしたものあるいは折損して原形を失い木簡の一部分のみを残すものがつぎに多く、両者をあわせると八割以上に達し、ほぼ完形に近いものは一割にも達しない。この割合はこれまでの平城宮出土木簡の大勢とほぼ一致している。



第3図 SK 820 土壙と遺物の堆積

原形を失ったものが多いから、当然記載内容が完結したものも多くない。記載内容が一応判明するものは三割ほどで、それを大別すると文書風な内容をもつものと付札荷札の類がいずれも四割五分ほど、習書落書の類が一割ほどある。その他では、文字の判読しうる程度のもものが一割強、墨痕のみあって文字の判読しえないものは六割に近い。

記載内容の明らかなものについては、個々の木簡ごとに簡単に注記し、各木簡に通ずるいくつかの問題を第三章で述べるから、ここでは省略し、土壙埋没年代の推定と関連する問題のみをとりあげておこう。

木簡に年号の記載のあるものが、六三点ある(第一表)。最も古いものは、養老二年の調締につけた荷札(三九・元四)であり、下限は天平一九年七月二三日の付札である(三三)。この間は三〇年の長さにわたっているが、三〇年間に平均してあるのではなく、大きく二群にわかれ、養老二年から天平四年までの一五年間に一九点が散在しているのに対して、天平一七年から一九年のわずか三箇年には四二点が集中している。その二群の間にはいるものとして天平一三年八月(七)と天平一五年四月(四)が各一点ある。この両群におおよそ分れることは、新しい群の上限が一七年九月であるから、天平一二年末から同一七年五月にかけての恭仁遷都にはじまる平城宮の空白期間を考慮すると当然の結果と思われる。しかし、尚子細に両群各々の記載内容を検討すると、古い群に属するものは調締と調塩の荷札またはそれと推定できるもののみであるのに対し、新しいものは内容も調・贄・中男作物・白米など各種の貢進札のほか官衙の一時的な事務処理の帳簿・伝票など文書風の内容をもつものが含まれるという違いがある。しかもさきにも述べたように土壙の埋没状況は、木簡を含めた遺物類が短期間に投入され、埋め

SK 820 土壙と木簡

年号	西暦	点数
養老	2	718
養老	3	719
養老	7	723
神龜	2	725
神龜	4	727
天平	1	729
天平	3	731
天平	4	732
		小計
	13	741
	15	743
		小計
	17	745
	18	746
	19	747
		小計
		總計

第1表 木簡の年号

回廊の間にはさまれて額縁状を呈する内裏外郭部の東北隅に位置する。第二次内裏は、現在の発掘調査の結果から一応天平一七年に恭仁京から遷都した後^二の内裏であると推定している。この土壙が天平の最末年のごみ棄て穴ならば、すでにこの地域が内裏に

られたことを示しているから、木簡の年紀の新旧二群の存在は、この土壙が長期間使用されたことや、あるいは埋没時の差を示すものではない。古い群のものは、綿・塩の荷札類であるから保存のきくこの種のもののみがのちになって使用された結果、新しい年紀のものと混在したのかもしれない。荷札が廃棄される時期とそれの付された物品が消費される時期とが符合する蓋然性は強いにしても、なおそこに偶然的な事情の入り得る余地は十分にあるから必ずしもそうとは断定できない。

遺物類の投入が短期間に行なわれたとしてこの土壙の埋没時はいつであろうか。年紀のあるもので最も新しいのは天平一九年七月である。しかも第一表にみるように、天平一九年のものは一七・一八両年に比べて圧倒的に少ない。そのことは、一九年のものには九月・一〇月に地方を発進する調物の荷札が含まれていないことと関連している。したがって、この土壙埋没時は天平一九年の調物の荷札が破棄される以前、すなわち同年の調物が消費される以前におさえることができる。それはおそらく天平一九年をそう遠くへだたらない時期であろう。

この木簡を検出したSK八二〇土壙のある6AAB・U地区は、第二次内裏の外郭をめぐる築地と内郭の築地

なつてから穿たれ、埋没されたものということになる。

この土壇中からも木材加工の時に生じた多量の木屑の類や檜皮が出ており、建物造営時の塵芥のたぐいも混入していることは確実である。おそらく、第二次内裏の造営がこの地区付近におよんだ頃に、塵芥を処理した土壇とするのが妥当であろう。

木簡とともに、他の遺物も多量に出土している。二〇〇〇個体はあるかと思われる土器類は、整理中で最終的な結論は出ていないが、天平最末年の一括基準資料として重要なものになる。三彩釉をほどこした小型の葉壺蓋一点や緑釉陶片一点は保存状態の良好な鮮やかな色調を残し、低火度釉陶研究の重要資料になる。土器類には、墨書のあるものが一〇数点あり、「鳥食入器一口」「文選卷」「土盤」や文字遊び風なもの、鳥や雲の絵画など注目すべきものがあり、土製品として土馬が一点ある。瓦類も整理中であるが、編年研究上問題になる資料が含まれている。木製品では、建築材類を加工したときの木屑類が圧倒的に多いが、糸巻・紡錘車・火鑽臼・杓子・箸・曲物容器・漆器や檜扇・人形などがあり、これまで正倉院以外には資料の乏しい奈良時代木製品研究における重要な発見といえる。また、平絹断片や麻紐の類、蓆・籠の断片などもある。自然遺物では、栗・胡桃・桃・瓜・梨など食用になるものの種子や当時の自然環境復元の資料になる樹枝・葉なども多かった。

四 SK八七〇土壇と木簡

第二次内裏の内郭築地回廊の東北隅から北へ約二〇mの地点に、東西五m・南北五m・深さ一・三mほどの不

整形の土壇SK八七〇があった。この土壇の周縁から底にかけて、土器や瓦類とともに木簡がなげこまれたかのごとく埋没していた。遺物は土壇全体にあつたのではなく、南半の西から南の縁にかけて多かつた。この土壇は浅かつたため、他の遺構に比べて、出土遺物の保存状態が悪かつた。

木簡は四〇点あるが、ほとんどが折損または腐朽しており、完形に近いものはわずかに四点である。また、年紀をもつものはなく、土壇の埋没年代は木簡からはわからない。しかし、同時に出土した土器は、目下整理中で最終的な結論は出ていないが、さきに述べたSK八二〇のものよりは、むしろ最初に記したSK二一九出土の土器に近いものである。また、「左衛士府」と記された木簡があつて、左勇士衛と官名を改めた天平宝字二年八月から八年九月の間ではありえないから、土壇埋没はそれ以後の天平宝字末年にあつたものとおもえる。

註

一 6ABO区や6AAO区などの記号は、発掘調査実施上の必要から、宮城内を仮に分割し、それぞれの地域に付したものであり、SK二一九の類は、発見した遺構に付した一連番号である。その詳細は『平城宮発掘調査報告II』奈良国立文化財研究所学報第一五冊(以下『平城宮報告II』と略称する)を参照されたい。なお、SK二一九・SE三一とその木簡は『平城宮報告II・IV』で報告し、SK八二〇・八七〇とその木簡の概略は、『第十三次平城宮発掘調査出土の木簡』(『奈良国立文化財研究所年報一九六四』)で報告した。

二 『平城宮報告III』